

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	相模原市 国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相模原市は、本市国民健康保険事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利・利益の保護に取り組んでいることをここに宣言します。

特記事項

評価実施機関名

相模原市長

公表日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	<p>国民健康保険は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下、「国保法」という。)及び地方税法(昭和25年法律第226号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)並びに相模原市国民健康保険条例(昭和34年相模原市条例第2号)に基づき、国民健康保険の資格管理及び保険給付等並びに国民健康保険税の賦課徴収を行うものである。</p> <p>相模原市は、以下の事務のうち、上記法令、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年相模原市条例第41号。以下「市番号条例」という。)で定める範囲内において、特定個人情報を取扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務<ol style="list-style-type: none">被保険者の資格の得喪を管理する。被保険者に被保険者に資格確認書または資格情報通知書の交付を行う。国民健康保険税の賦課に関する事務<ol style="list-style-type: none">国民健康保険税の賦課決定のための所得情報を把握する。把握した所得情報から国民健康保険税を決定し、納税通知書等の通知を行う。資格の得喪、所得情報の変動により必要な国民健康保険税の税額の更正を行う。国民健康保険税の軽減、減免の決定を行う。国民健康保険被保険者への保険給付の支給に関する事務<ol style="list-style-type: none">被保険者への療養の給付、入院時食事療養費などの現物給付を行う。被保険者からの各種申請(高額療養費、療養費等)に基づき、必要な現金給付を行う。被保険者への保険給付の支給情報を管理する。被保険者からの申請に基づき、限度額適用(・標準負担額減額)認定証、特定疾病療養受療証の交付を行う。国民健康保険被保険者への保健事業の実施に関する事務<ol style="list-style-type: none">被保険者への特定健康診査・特定保健指導を行う。被保険者からの申請に基づき、健康診査・歯科健康診査を行う。被保険者からの申請に基づき、人間ドック・脳ドック検診料の補助事業を行う。オンライン資格確認等システム稼働における資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の業務」という。)<ol style="list-style-type: none">オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、神奈川県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)から委託を受けた国民公保険中央会(以下「国保中央会」という)が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等システムにおける資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等システムへ被保険者資格情報の提供を行う。オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等システムにおける機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得及び紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)資格・賦課・給付情報ファイル(国民健康保険システム、国保総合(国保集約)システム、医療保険者等向け中間サーバー等)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第24項及び44項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条 市番号条例第4条、別表第2第1項の表7の項及び9の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>＜国民健康保険業務＞</p> <p>[情報提供の根拠]</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 1、2、3、4、5、6、7、11、13、15、16、19、20、27、28、37、38、39、42、48、49、53、56、57、58、59、63、65、66、69、70、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、111、115、124、125、129、130、131、132、137、138、140、141、142、144、145、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第13条、第15条、第17条、第18条、第21条、第22条、第29条、第30条、第39条、第40条、第41条、第44条、第50条、第51条、第55条、第58条、第59条、第60条、第61条、第65条、第67条、第68条、第71条、第72条、第75条、第77条、第78条、第83条、第85条、第86条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第98条、第100条、第108条、第110条、第113条、第117条、第126条、第127条、第131条、第132条、第133条、第134条、第139条、第140条、第142条、第143条、第144条、第146条、第147条、第149条、第153条、第154条、第157条、第158条、第160条、第162条、第163条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条</p> <p>[情報照会の根拠]</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 48の項(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)、69の項(国保法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)、70の項(国保法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)及び71の項(国保法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第71条、第72条、第73条</p> <p>＜オンライン資格確認の業務＞</p> <p>・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>・国保法第113条の3 第1項、第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	<p>健康福祉局生活福祉部国保年金課、財政局税制・債権対策課、納税課 市長公室DX推進課 緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)</p>
②所属長の役職名	<p>国保年金課長、税制・債権対策課長、納税課長、DX推進課長 緑区役所区民課長、中央区役所区民課長、南区役所区民課長、 大沢まちづくりセンター所長、城山まちづくりセンター所長、津久井まちづくりセンター所長、 串川出張所所長、鳥屋出張所所長、青野原出張所所長、青根出張所所長、相模湖まちづくりセンター所長、 藤野まちづくりセンター所長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、 上溝まちづくりセンター所長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、 新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、 東林まちづくりセンター所長</p>
6. 他の評価実施機関	
-	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	相模原市 行政資料コーナー 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8331
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	相模原市 健康福祉局 生活福祉部 国保年金課 相模原市中央区中央2-11-15 042-707-7023
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[基礎項目評価書及び全項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		
<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守している。 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[法別表第2]における情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」又は「医療保険者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」、「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれている項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別紙1)	[法別表第2]における情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」又は「医療保険者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」、「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれている項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	事後	しきい値判断の結果の変更に該当しない変更のため
平成28年7月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長 《変更がある部分のみ抜粋》	国民健康保険課長 松本隆人 債権対策課長 渡邊善博 緑区役所区民課長 田野倉和美 中央区役所区民課長 久滝和子 南区役所区民課長 馬場良枝 麻溝まちづくりセンター所長 根岸和泉 相模台まちづくりセンター所長 田中雅幸 東林まちづくりセンター所長 安藤和実	国民健康保険課長 高橋良明 債権対策課長 井出政之 緑区役所区民課長 笹野清美 中央区役所区民課長 田野倉和美 南区役所区民課長 宮澤容子 麻溝まちづくりセンター所長 光岡淳 相模台まちづくりセンター所長 長田浩美 東林まちづくりセンター所長 菊地原真	事後	しきい値判断の結果の変更に該当しない変更のため
平成28年7月1日	表紙 公表日	平成28年3月31日	平成28年7月1日	事後	しきい値判断の結果の変更に該当しない変更のため
平成28年12月5日	表紙 特記事項	《記載なし》	本評価書の記載項目のうち、次期国保総合システムおよび国保情報集約システムに関する項目は、平成30年度に導入される当該システムの追加に伴う記載であり、平成30年4月1日以降の予定内容を記載しています。	事前	
平成28年12月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、総合収滞納システム	国民健康保険システム、総合収滞納システム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」という。)	事前	
平成28年12月5日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)資格・賦課・給付情報ファイル(国民健康保険システム) (2)収納・滞納情報ファイル(総合収滞納システム)	(1)資格・賦課・給付情報ファイル(国民健康保険システム、国保総合(国保集約)システム) (2)収納・滞納情報ファイル(総合収滞納システム)	事前	
平成28年12月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[法別表第2]における情報照会の根拠(略) [法別表第2]における情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号(略) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	[法別表第2]における情報照会の根拠(略) [法別表第2]における情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号(略) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条、第25条、第26条	事後	しきい値判断の結果の変更に該当しない変更のため
平成28年12月5日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	042-768-8355	042-704-8909	事後	しきい値判断の結果の変更に該当しない変更のため
平成28年12月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年9月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	再評価の実施に伴う時点修正のため
平成28年12月5日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年11月11日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	再評価の実施に伴う時点修正のため
平成28年12月5日	表紙 公表日	平成28年7月1日	平成28年12月5日	事後	再評価の実施に伴う時点修正のため
平成29年12月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長 《変更がある部分のみ抜粋》	大沢まちづくりセンター所長 薄井卓 津久井まちづくりセンター所長 鈴木克己 青野原出張所所長 大熊哲郎 大野北まちづくりセンター所長 大島直人 上溝まちづくりセンター所長 佐藤憲一 大野中まちづくりセンター所長 田中正信 新磯まちづくりセンター所長 新井国師 相模台まちづくりセンター所長 村田典久	大沢まちづくりセンター所長 網本佳代 津久井まちづくりセンター所長 畑秀雄 青野原出張所所長 坂本英治 大野北まちづくりセンター所長 木村達也 上溝まちづくりセンター所長 齊藤規之 大野中まちづくりセンター所長 小宮豊 新磯まちづくりセンター所長 大貫勝 相模台まちづくりセンター所長 角田小百合	事後	重要な変更にとつたらない変更のため(人事異動による変更)
平成29年12月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正のため
平成29年12月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正のため
平成30年12月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 《変更がある部分のみ抜粋》	次期国保総合システム	国保総合システム	事後	重要な変更にとつたらない変更(期間経過に伴う語句修正)のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長 《変更がある部分のみ抜粋》	情報政策課長 井上隆 城山まちづくりセンター所長 水野克己 串川出張所長 佐藤尚 鳥屋出張所 山崎哲男 青根出張所 杉本恵司 相模湖まちづくりセンター所長 甘利雅弘 麻溝まちづくりセンター所長 光岡淳	情報政策課長 二瓶行 城山まちづくりセンター所長 岩部正志 串川出張所長 井上和明 鳥屋出張所 長田孝宏 青根出張所 井上尚 相模湖まちづくりセンター所長 田倉五己 麻溝まちづくりセンター所長 今井博之	事後	重要な変更にとらならない変更のため(人事異動による変更)
平成30年12月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正のため
平成30年12月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正のため
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 所属長氏名を削除し、役職のみとした	国民健康保険課長 高橋良明、 債権対策課長 井出政之、情報政策課長 二瓶行、 緑区役所区民課長 笹野清美、中央区役所区民課長 田野倉和美、南区役所区民課長 宮澤容子、 大沢まちづくりセンター所長 網本佳代、城山まちづくりセンター所長 岩部正志、 津久井まちづくりセンター所長 畑秀雄、串川出張所長 井上和明、鳥屋出張所長 長田孝宏、 青野原出張所長 坂本英治、青根出張所長 井上尚、相模湖まちづくりセンター所長 田倉五己、 藤野まちづくりセンター所長 佐藤尚史、大野北まちづくりセンター所長 木村達也、 田名まちづくりセンター所長 長田浩、上溝まちづくりセンター所長 齊藤規之、 大野中まちづくりセンター所長 小宮豊、麻溝まちづくりセンター所長 今井博之、 新磯まちづくりセンター所長 大貫勝、相模台まちづくりセンター所長 長田浩美、 相武台まちづくりセンター所長 角田小百合、 東林まちづくりセンター所長 菊地原真	国民健康保険課長 債権対策課長、情報政策課長、緑区役所区民課長、中央区役所区民課長、南区役所区民課長、大沢まちづくりセンター所長、城山まちづくりセンター所長、津久井まちづくりセンター所長、串川出張所長、青野原出張所長、青根出張所長、相模湖まちづくりセンター所長、藤野まちづくりセンター所長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長	事後	重要な変更にとらならない変更のため(記載様式の変更)
令和1年6月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正のため
令和1年6月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正のため
令和1年6月21日	IV リスク対策	-	様式変更に伴う追加	事前	様式変更のため
令和2年8月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	記載なし	<6 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)>以下の全文	事前	
令和2年8月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	記載なし	「医療保険者等向け中間サーバー等システム」を追加	事前	
令和2年8月13日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	記載なし	「医療保険者等向け中間サーバー等システム」を追加	事前	
令和2年8月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	30万人以上	10万人以上30万人未満	事前	
令和2年8月13日	全体	組織改編に伴う課名等修正	組織改編に伴う課名等修正	事前	
令和3年8月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉局生活福祉部保険企画課、国保年金課、 総務局情報政策課 緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)	健康福祉局生活福祉部保険企画課、国保年金課、 財政局税務部債権対策課 市長公室DX推進課 緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)	事後	重要な変更にとらならない変更のため(組織改編による課名変更のため)
令和3年8月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険企画課長、国保年金課長 債権対策課長、情報政策課長、緑区役所区民課長、中央区役所区民課長、南区役所区民課長、 大沢まちづくりセンター所長、城山まちづくりセンター所長、津久井まちづくりセンター所長、 串川出張所長、鳥屋出張所長、青野原出張所長、青根出張所長、相模湖まちづくりセンター所長、 藤野まちづくりセンター所長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、 上溝まちづくりセンター所長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、 新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、 東林まちづくりセンター所長	保険企画課長、国保年金課長 債権対策課長、DX推進課長、緑区役所区民課長、中央区役所区民課長、南区役所区民課長、 大沢まちづくりセンター所長、城山まちづくりセンター所長、津久井まちづくりセンター所長、 串川出張所長、鳥屋出張所長、青野原出張所長、青根出張所長、相模湖まちづくりセンター所長、 藤野まちづくりセンター所長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、 上溝まちづくりセンター所長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、 新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、 東林まちづくりセンター所長	事後	重要な変更にとらならない変更のため(組織改編による課名変更のため)
令和3年8月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正のため
令和4年9月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	重要な変更にあたらなため (法改正による号番号修正)
令和4年9月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	財政局税務部債権対策課	財政局税制・債権対策課	事後	重要な変更にあたらなため (組織改編による課名変更のため)
令和4年9月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	債権対策課長	税制・債権対策課長	事後	重要な変更にあたらなため (時点修正のため)
令和4年9月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらなため (時点修正のため)
令和4年9月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらなため (時点修正のため)
令和5年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	3 国民健康保険税の徴収に関する事務 ①決定した国民健康保険税の徴収方法の決定を行う。 ②徴収した国民健康保険税の収納情報の管理を行う。 ③未納が発生した被保険者への督促、滞納処分を行うための滞納情報を管理する。	(削除)	事前	
令和5年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	総合収納システム 医療保険者等向け中間サーバー等システム	(削除) 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和5年12月28日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)資格・賦課・給付情報ファイル(国民健康保険システム、国保総合(国保集約)システム、医療保険者等向け中間サーバー等システム) (2)収納・滞納情報ファイル(総合収納システム)	(1)資格・賦課・給付情報ファイル(国民健康保険システム、国保総合(国保集約)システム、医療保険者等向け中間サーバー等) (削除)	事前	
令和5年12月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	別表第2第1項の表8の項及び10の項	別表第2第1項の表7の項及び9の項	事前	
令和5年12月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(追加)	<オンライン資格確認の準備業務> ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として 機関別符号を取得する等) ・国保法第113条の3 第1項、第2項	事前	
令和5年12月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	(追加)	納税課	事前	
令和5年12月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	(追加)	納税課長	事前	
令和5年12月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	10万人以上30万人未満	30万人以上	事前	
令和5年12月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和4年12月1日時点	事前	
令和5年12月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	500人以上	500人未満	事前	
令和5年12月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和4年12月1日時点	事前	
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1 国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 ①被保険者の資格の得喪を管理する。 ②被保険者に被保険者証、高齢受給者証の交付を行う。	1 国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 ①被保険者の資格の得喪を管理する。 ②被保険者に資格確認書または資格情報通知書の交付を行う	事前	
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)	オンライン資格確認等システム稼働における資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の業務」という。)	事前	
	I 関連情報	オンライン資格確認の準備業務	オンライン資格確認の業務	事前	
	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保険企画課 健康増進課	(削除) (追加)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の名称	保険企画課長 健康増進課長	(削除) (追加)	事前	
	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	相模原市 健康福祉局 生活福祉部 保険企画課	相模原市 健康福祉局 生活福祉部 国保年金課	事前	
	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業	追記	新規項目のため記載	事前	
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>[法別表第2における情報提供の根拠]</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」又は「医療保険者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」、「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれている項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 <p>[法別表第2における情報照会の根拠]</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の27の項(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)、42の項(国保法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)、及び44の項(国保法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条、第25条、第26条 <p><オンライン資格確認の業務></p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として) 機関別符号を取得する等) 国保法第113条の3 第1項、第2項 	<p><国民健康保険業務></p> <p>[情報提供の根拠]</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 1、2、3、4、5、6、7、11、13、15、16、19、20、27、28、37、38、39、42、48、49、53、56、57、58、59、63、65、66、69、70、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、111、115、124、125、129、130、131、132、137、138、140、141、142、144、145、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173 <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第13条、第15条、第17条、第18条、第21条、第22条、第29条、第30条、第39条、第40条、第41条、第44条、第50条、第51条、第55条、第58条、第59条、第60条、第61条、第65条、第67条、第68条、第71条、第72条、第75条、第77条、第78条、第83条、第85条、第86条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第98条、第100条、第108条、第110条、第113条、第117条、第126条、第127条、第131条、第132条、第133条、第134条、第139条、第140条、第142条、第143条、第144条、第146条、第147条、第149条、第153条、第154条、第157条、第158条、第160条、第162条、第163条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条 <p>[情報照会の根拠]</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 48の項(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)、69の項(国保法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)、70の項(国保法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)及び71の項(国保法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第71条、第72条、第73条 <p><オンライン資格確認の業務></p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として) 機関別符号を取得する等) 国保法第113条の3 第1項、第2項 	事前	
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>番号法別表第1の16項及び30項</p> <p>番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条</p> <p>市番号条例第4条、別表第2第1項の表7の項及び9の項</p>	<p>番号法別表第24項及び44項</p> <p>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条</p> <p>市番号条例第4条、別表第2第1項の表7の項及び9の項</p>	事前	
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和6年12月1日時点	事前	
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	500人未満	500人以上	事前	
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和6年12月1日時点	事前	